

市内事業者
廃棄物処理業者 各位

大津市環境部長 初田 久徳

事業活動に伴って生じた廃棄物の取扱いについて（通知）

平素は、本市廃棄物行政の推進に際し、格別の御理解・御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、事業所において従業員が自ら消費し排出する弁当容器の不要物のうち、プラスチック製のものについては、本市ごみ処理施設への搬入を制限してきましたが、事業系一般廃棄物にあたる食べ残しや調味料等の食品残さと不可分な状態で排出される弁当がら等が多いことや、排出事業所の規模や一回あたりの排出量等によっては円滑な処理がされにくく、適正な処理を欠く場合があるなど、性状や取引に伴う課題があることについて承知しています。

現在、市内の事業所の多くが小規模な事業者であることを踏まえ、弁当がら等をめぐる課題を速やかに解消し、廃棄物の適正処理を徹底する必要があることから、令和 7 年 4 月 1 日より、いわゆる弁当がら等であって、家庭廃棄物と同じ性状のものについては、本市が処理できる廃棄物として扱い、事業系一般廃棄物として受け入れることといたします。なお、この取扱いは、食べ残し等が変質し悪臭等を放つことを防ぎ、衛生的かつ速やかに処理される必要があることを踏まえたものであり、排出される際、容器等は一体不可分な状態にある点に鑑みたものです。

市内事業者並びに廃棄物処理業者におかれましては、従前より再資源化等の目的で、廃棄物処理業者に引き渡されている行為を妨げる趣旨ではないことを御了知いただくとともに、引き続き、事業系廃棄物の適正処理に努めていただくようお願いいたします。また、本市としては、関係者に混乱を来すことのないよう、地域の状況を踏まえた取扱いの適正化や、各種法令の施行等に伴う見直しを行う考えであり、今後も市の通知に従い事業を営まれるよう要請します。

文書発信元

〒520-8575 大津市御陵町 3 番 1 号

大津市環境部廃棄物減量推進課

☎077-528-2802・2860